

令和元年度
第1回和歌山県森林審議会
議事録

日時：令和元年8月22日（木）13：30～15：30
場所：和歌山県自治会館 2階 203会議室

令和元年度 第1回和歌山県森林審議会 議事録

日時：令和元年8月22日（木）13：30～15：30

場所：和歌山県自治会館 2階 203会議室

【開会】

小川副課長
(以下「司会」)

定刻となりましたので、ただ今から、令和元年度第1回和歌山県森林審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の小川でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 森林・林業局 林業振興課長の 泉 清久 からご挨拶申し上げます。

林業振興課長

林業振興課の泉でございます。

本来であれば、西山森林・林業局長がご挨拶を申し上げるべきところですが、急遽上京していますので、代わってご挨拶させていただきます。

平素は県政、とりわけ林務行政の推進につきまして、格段のご指導とご高配を賜っておりますことを、この場をお借りして、お礼を申し上げます。

去る8月15日の台風10号の豪雨により、本県におきましても災害が発生してございます。被害を受けられた皆様には謹んでお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

林業関係の被害につきましては、昨日現在、林道被害が94,700千円、山地災害が91,000千円、特用林産が1,050千円と、合計で186,750千円の被害ということで報告を受けてございます。これも全ての調査が終わっていませんので、奥地に調査に入ると増加すると予想しています。今後は関係市町村の皆様、関係団体の皆様と協力をして災害復旧事業等の早期採択に向けて頑張っていかなければと思ってございます。

林業振興課長

さて、本県における林業・木材産業の状況についてですが、一昨年策定しました「森林・林業総合戦略」に基づいて、森林ゾーニングのもと施策の選択と集中ということで、適正な森林管理と素材の生産・流通・加工販売、そういった各段階での体制の整備ということで推進しているところでございます。その結果を申しますと県の独自調査ではございますが、平成30年の素材生産量は平成29年より3万5千m³増えまして25万2千m³ということで対前年比116%の伸びとなっているところでございます。

これらの施策を更に推進しまして、素材生産量の増大による林業の活性化に取り組んでいきたいと考えてございます。

委員の皆様も既にご存じのとおり、「森林経営管理法」が4月に施行され、森林所有者自らが経営管理できない森林については市町村が委託を受け、林業経営に適しているところは意欲と能力のある経営者に再委託、林業経営に適さないところは市町村で管理するという新たな森林管理システムが始まったところでございます。

また、これに必要な財源としましては「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が本年3月に可決成立し、今年度から市町村と県にそれぞれ交付されることになります。

県では円滑な事業実施に向けた市町村への支援としまして、市町村職員等に対する実務研修や市町村巡回指導により事業の進め方等について、相談・助言を行っているところでございます。

こうした中、市町村では、森林所有者への意向調査の準備に取り掛かっているところでございます。

さらに、林業の担い手の確保・育成が喫緊の課題になっていると考えてございまして、県では大阪や東京の都市部において林業体感セミナーなどを実施して紀州林業の魅力を発信し、新規林業就業者の確保を図っていくこととしてございます。

いずれにしましても、県と致しましては、市町村と連携し、森林の適切な管理と林業の成長産業化に向けて取り組んで参りたいと考えていますので、委員の皆様方におかれましては、なお一層のご指導、ご協力をお願い致します。

林業振興課長

なお、本日は、林地開発行為の許可に係る事後報告や森林保全部会からの審議結果報告をさせていただくこととしてございます。

また、併せて、令和元年度の森林・林業局の施策の概要について、ご説明させていただきます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い致します。開会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひ致します。

司 会

それではここで、委員の皆様をご紹介させていただきます。

[REDACTED] 委員でございます。

なお、[REDACTED] 委員、

[REDACTED] 委員、

[REDACTED] 委員、

[REDACTED] 委員は、5月に和歌山県町村会会长に選任されましたので、[REDACTED] 委員に代わり森林審議会委員に就任しています。

それから、[REDACTED] 委員の4名におかれましては、本日所用のためご欠席でございます。

続きまして、県職員の出席者を紹介致します。

森林整備課 課長の 児玉 和久 です。

林業振興課 計画班長の 森川 直博 です。

森林整備課 治山班長の 宮本 明彦 です。

司 会

次に、お手元の資料のご確認をお願い致します。

本日の

- ・配布資料一覧
- ・次第
- ・委員名簿
- ・配席図
- ・和歌山県森林審議会関係法令等
- ・報告事項－1としまして「林地開発行為の許可に関することについて（新規許可事後報告）」
- ・報告事項－2としまして「林地開発行為の許可に関することについて（新規許可事後報告）」
- ・報告事項－3としまして「林地開発行為の許可に関することについて（変更許可事後報告）」
- ・報告事項－4としまして「林地開発行為の許可に関することについて（変更許可）」平成31年4月16日森林保全部会審議
- ・参考－1としまして「令和元年度森林・林業局の施策の概要について」

でございます。

資料に不足等はございませんか。

それでは、ここで和歌山県森林審議会について、簡単にご説明致します。

お手元に配布しております資料の「和歌山県森林審議会関係法令等」をご覧ください。

森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県森林審議会を置く」とこととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

また、審議会の所掌事務は、森林法第68条第2項及び第3項の規定による事項となつてございます。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の策定、変更に関する事項。
- ・地域森林計画の対象森林となっている民有林における開発行為に関する事項。
- ・保安林の指定、指定の解除に関する事項。

そして、森林病害虫等防除法に基づく事項として、

- ・高度公益機能森林の指定、変更等に関する事項。

司 会 などとございます。
この他、森林法の施行に関する重要事項について、知事の
諮問に応じて答申すること。
などとなってございます。

続きまして、本日のスケジュールを簡単にご説明致します。
本日の議事は、
「（1）林地開発行為の許可に関することについて（新規許可
事後報告）」が2件
「（2）林地開発行為の許可に関することについて（変更許可
事後報告）」が1件
「（3）林地開発行為の許可に関することについて（森林保全
部会審議結果報告）」が1件
「（4）その他（令和元年度森林・林業局の施策の概要につい
て）」
となってございます。

それではこれより、議事に移らせていただきます。会議の議
長につきましては、和歌山県森林審議会運営についての内規第
5条の規定に基づき、■ 会長にお願い致します。

■ 会長、よろしくお願ひ致します。

■ 会長
(以下「議長」) ただ今、紹介いただきました ■ でございます。
これより議長を務めさせていただきます。
本日は、先程説明がありましたように報告事項ということで、
審議事項はございませんが、その都度質疑ということになっ
ていますので、活発なご議論をいただけたらと思います。3時半
までの予定となっていますので、円滑な議事進行にご協力をよ
ろしくお願ひします。

なお、これより、写真撮影、録画、録音等はご遠慮をお願い
ます。

【署名委員指名】

議 長 それでは、お手元の会議次第に基づきまして、議事を進めた
いと存じます。

まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名
させていただきます。

議長

委員と 委員にお願いします。

議長

【議事 1】

続きまして、報告事項「(1) 林地開発行為の許可に関する
ことについて（新規許可事後報告）」に移ります。

それでは、1件目の事案について当局から説明をお願いしま
す。

森林整備課長

それでは、お手元の資料の和歌山県森林審議会関係法令等の
5ページ、6ページの森林審議会森林保全部会運営についての
内規に基づきまして、本日は林地開発行為に関することについ
て、新規許可の事後報告が2件、変更許可の事後報告が1件、
それから森林保全部会でご審議いただきました結果の報告が1
件ございます。詳細につきましては、担当班からご説明申し上
げますので、よろしくお願ひ致します。

森林整備課

治山班長

それでは、本日の森林審議会に事後報告させていただきます、
林地開発許可の3事案の概要について、ご説明させていただき
ます。

まず、最初に内規に定めた「一括事後報告によることができる
事項」について、ご説明させていただきます。

和歌山県森林審議会森林保全部会運営についての内規第1条
第1号におきまして、「林地開発に伴うもの」が審議事項の対
象となっておりますが、次の2点に該当する場合につきまして
は、一括事後報告によることができるものとされております。

まず、1番目として「開発行為に係る面積が10ヘクタール
未満のもの、又は開発行為に係る面積が10ヘクタール以上で
あっても変更に係る増加の面積が開発行為に係る変更前の面積
の2割を越えないもの」

そして、2番目として「森林法第10条の2第2項各号に該
当するおそれのないものであって、森林の保続培養及び森林生
産力の増進に著しい影響を与えるものに該当しないもの」とさ
れております。

今回ご報告させていただきます3事案につきましては、以上
の要件を満たしておりますので、一括事後報告とさせていただ
きます。

森林整備課
治山班長

それでは、林地開発行為の許可に関する事後報告事案について、パワーポイントによりご説明させていただきます。

まずは1事業目の開発事業者、開発行為地、開発目的からご説明致します。

当該事業は、キャノン電子、IHIエアロスペース、清水建設、日本政策投資銀行の4社が投資して設立したスペースワン株式会社の日本初となる民間ロケット発射場の設置を目的とした開発事業となっております。

事業地は、串本町と那智勝浦町の境界付近にあり、串本町田原の荒船地区から国道42号にかけての森林区域に位置します。

海岸線からは5~600m入ったところとなります。

次に事業地の概要についてご説明致します。

事業区域面積は15,204.2ha、そのうち、開発森林面積、許可面積になりますが8,234.5haとなっています。

開発地の森林の現況としては、スギ・ヒノキから構成される人工林が7割を占めており、残り3割はシイ、ウバメガシ、タブノキ等の天然林で占められています。

なお、事業地には「吉野熊野国立公園」の普通地域が含まれておりますので、環境省の出先機関に対し届出の手続きが行われています。

こちらが開発計画の概要になります。

図面下、荒船方面から図面上の42号に至るまで、幅6mの管理用道路を約2km開設する計画となっており、荒船側には射場や組立棟、モーター管理等、42号側には衛星組立棟、管理棟が設置される計画となっています。

次に防災計画の内容についてですが、当計画地は田原川流域と荒船川流域の2つの流域に区分されますので、それぞれの流域ごとにご説明致します。

まず、田原川流域については、開発地流末に沈砂機能付きの防災調整池を2基設置し、開発後のピーク流量を開発前のピーク流量にまで調整した後、町管理の水路を通じて田原川、海へと流下させる計画となっています。

森林整備課
治山班長

なお、直接流下部については、沈砂池を1基設置し、土砂の流出防止を図る計画となっています。

次に、荒船川流域については、下流河川断面が、開発後のピーク流量に対して十分な余裕を持っていることから、防災調整池は設置せず、沈砂地を1基を設置し、荒船川を通じて海へと流下させる計画となっています。

なお、当計画では5.1822haの残置森林、1.1158haの造成森林が配置される内容となっており、森林率が46.9%となり、基準である25%を大きくクリアしています。

最後に、許可申請書の審査結果をご説明させていただきます。今回の許可申請に対し、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」といった林地開発許可における4要件で審査を行った結果、いずれも基準に即した適切な対策がなされているため、許可相当と判断し、平成31年3月27日に許可を行いました。

【質 疑】

議 長

ただ今、当局からの説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。何かございませんか。

議 長

新聞か何かで、串本町の大島の方でということで知ったような気がしますが、それとは別のものですか。

森林整備課
治山班長

計画地は串本町の大島ではなく、那智勝浦町と串本町の境界付近になります。

委員

現地の状況として工事が進んでいますが、許可申請はいつ頃提出されていますか。

森林整備課
治山班長

平成31年3月8日付けで提出されています。許可は平成31年3月27日付けになります。

委員

森林審議会に諮問されるときに、その地域が国立公園の場合がありますが、その時に普通地域での開発と比べ審議をする中で何か注意しなくてはいけないことや審議会に求められている

委員 ことはありますか。国立公園でも要件をクリアしていれば特に気にしなくてよろしいでしょうか。

森林整備課主任 当該箇所につきましては、吉野熊野国立公園の普通地域というところに含まれています。環境省に対する届出のみで良いということになっています。この地域からもう少し海岸線にいきますと第2種特別地域というところになりまして特別な許可が必要だと伺っています。

委員 国立公園だから環境省関係の許可は下りているので森林審議会では気にしなくて良いのか、国立公園だから厳しい審議を求められているのか、環境省マターなので気にしなくてよろしいのでしょうか。

森林整備課長 それぞれの法令に基づきまして必要な許認可というのは取得するようになっておりますので、我々は森林法上の許可の要件に基づいて審査をします。今回は普通地域ということで届出だけですし、これが第2種特別地域になりますとそれに基づく必要な許可は環境省が所掌するところに申請していただいて取得することになりますので、そちらの方の許認可が出ていれば良いということになります。

委員 例えば景観だとか、環境への影響だとか、そういう部分に関しては、そちらで審議されているということですか。

森林整備課長 そういうことになります。

委員 図面の色は何を示しているのですか。

森林整備課
治山班長 図面の左側にまとめた表がありますが、黄色が管理用道路、ピンクが施設の用地、オレンジ色が広場、水色が防災施設、黄緑が造成森林、緑が残置森林になっています。

委員 造成森林と残置森林の違いは何ですか。

森林整備課
治山班長 造成森林については盛土部分になりますが植栽をする箇所、残置森林については、そのまま森林を残す箇所になります。

委員

造成森林は薄い緑の箇所ですか。

森林整備課
治山班長

そうです。薄い緑の箇所です。図面で言いますと右上の広場のところと、右下のところに造成森林があります。

委員

濃い青の線は何ですか。

森林整備課
治山班長

真ん中の青い線ですか。これについては、この尾根を境にして田原川の流域と荒船川の流域に分かれています。

委員

先程の環境省とのやり取りのところにも入ってくるかもしれないですけれども、ロケットの射場がここにあるということで、例えば燃料とかを扱ったりすると思いますが、結構毒性の強い燃料を使ったりするので、その辺は、きちんと協議されているのかどうか、燃料・化学物資を取り扱う上での許可があるのかどうかということと、私も射場はもう少し海に近いものと思っていたましたが、森の中にあるということで火事の対策、普段の林地開発許可に加えて気を付けなければいけないことがあるような気がしますが、その辺りについて何か議論されたり協議されたりしていますか。

森林整備課
治山班長

1点目、2点目ともに同じ事になりますが、燃料、火事の関係で、林地開発許可制度については、4つの許可要件というのがありまして災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全ということになりますので、燃料であるとかについては審査はしていません。

委員

林地開発許可としては4つの要件をクリアしていれば許可しなければならないということになっています。仕方がないと思いますが、森林審議会としてというか、他に気を付けないといけないところがあるのではないかと、自然環境だとか、火災だとか、その辺りも確認した方が良いのではないかと思いました。

議 長

ここで決めて、どうこう言えることではないと思いますが、
委員から意見がありましたので、そういう部分もできれば確認いただけたらと思います。よろしくお願いします。

委員

面積の見方を教えていただきたいのですが、開発をしようとする事業区域 15. 2042ha、開発をしようとする森林区域 13. 4167ha、開発にかかる森林区域 8. 2345ha。13. 4167ha から 8. 2345ha を引くと残置森林 5. 1822ha は分かれますが、15. 2042ha と 13. 4167ha がどう対応しているのですか。

森林整備課

治山班長

開発しようとする事業区域については写真で言いますと赤い全体の区域になります。開発をしようとする森林区域については、そのうち森林部分だけの区域になりますので事業区域には森林以外の部分もあります。開発にかかる森林区域というのは、森林を造成する部分になります。そういう区分けになっています。

議長

他にございませんか。

無いようでしたら、次の報告事項に移りたいと思います。
よろしいですか。

議長

続きまして 2 件目の事案について当局から説明を願います。

森林整備課

治山班長

続きまして、2 件目の事後報告事案について、ご説明させていただきます。

まずは、開発事業者、開発行為地、開発目的についてご説明致します。

当該事案は、株式会社丸山組による田辺市芳養町地内における農地造成を目的とした開発事案となっております。

事業地は、南紀田辺 IC から北側約 2 km の田辺市芳養町地内の森林区域に位置します。

事業地に隣接して県道上富田南部線が東西に走っており、南北には田川が流れています。

次に事業地の概要ですが、事業区域面積は 7. 9841ha、そのうち、開発森林面積、許可面積は 3. 8318ha となっています。

森林整備課
治山班長

開発地の森林の現況としては、スギ・ヒノキから成る人工林が2割を占めており、残り8割はシイ、カシ、クリ等の天然林で占められています。

なお、事業区域内には埋蔵文化財「野藪谷岩陰遺跡」が含まれていたことから、事業者が和歌山県教育委員会、田辺市教育委員会に対して必要な手続きをとっています。その結果、工事着手の了解を得ております。

こちらが開発計画の概要になります。

建設残土等22万m³を受け入れ、約3haの農用地を造成する計画となっています。

次に防災計画の内容についてですが、開発地流末に沈砂機能付きの防災調整池を1基設置し、開発後のピーク流量を下流断面の流下能力以下にまで調整した後、町管理水路を通じて田川、芳養川を経由して海へと流下させる計画となっています。

また、調整池へは流入せず、直接下流へと流下する2箇所については、流末に沈砂地を設置し、土砂の流出防止を図る内容となっています。

なお、当計画では4.1152haの残置森林が配置される計画となっており、森林率が51.8%となり、基準である25%を大きくクリアしています。

最後に、許可申請書の審査結果をご説明させていただきます。今回の許可申請に対し、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」といった林地開発許可における4要件で審査を行った結果、いずれも基準に即した適切な対策がなされているため、許可相当と判断し、平成31年3月26日に許可を行いました。

【質 疑】

議 長

ただ今、当局から説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

議 長

町管理の水路に流すという説明でしたが、市管理の水路ですね。

- 森林整備課
治山班長 田辺市芳養町ですので、市管理の水路です。
- 委員 完成後は農用地ですか。
- 森林整備課
治山班長 完成後は農用地になります。果樹園になると聞いています。
- 森林整備課
主任 建設残土を用いて盛土造成を行います。その事業実施は丸山組が行います。造成後、果樹を植えまして、その果樹の管理は受益者である農家の皆さんになります。
- 委員 果樹はみかんですか。
- 森林整備課
主任 具体的な果樹はお聞きできていません。果樹を想定しているとお伺いしています。
- 委員 これという訳ではないですが、いつも資料に現地の写真が添付されていたように記憶しています。今回は資料に具体的な写真が添付されていないので具体的にイメージがしづらい。資料には現地の写真を添付していただけたらと思います。
- 森林整備課
主任 分かりました。今後気を付けます。
- 委員 建設残土と言いますけれども、どの方面から運ばれてくるんでしょうか。
- 森林整備課
主任 具体的には何処からとはありませんが、公共事業等から出た残土となります。
- 委員 すごくその辺が気に掛かります。東北の方の汚染土は入っていませんね。
- 森林整備課
主任 今のところの予定では、田辺、白浜、上富田地域での公共事業で発生した残土を受け入れる計画になっています。

委員 それを聞いて安心ですけれども、気を付けてないと紀伊半島が狙われるのではないか。すごく心配なところなので、要するに残土の処理地に紀南の山が狙われてはいかないか気になるところです。これから受け入れる時は、その辺りもしっかり調べて許可をしていただかないと日本の中でも和歌山県は大事な地域だと思います。そこを知らない間に気が付いたらえらいものが捨てられていたということにならないようにお願いします。

議長 地域内の土ということですが、地域外から入るということであれば、その辺りもご留意いただきたいと思いますのでお願いします。

委員 遺跡は許可が出ているということですが、この辺り世界遺産になっていない古道も結構あるような気がします。この遺跡がどういう遺跡か分かりませんが、そういう情報を収集されいたら教えて下さい。

森林整備課主任 その辺りの細かな地域情報については、林地開発許可を下す前に関係市町村に意見を照会する仕組みがございますので、何かあればそういったところで意見をいただけると思っております。開発規模が10haを超えてくるような大きな開発になれば県の方で林地開発許可の事前協議という仕組みを設けておりまして、市町村長及び県庁内で関係してくる法令がないかどうかチェックする仕組みを作っています。

委員 奈良県側などで古道がということで後々トラブルになっているケースもありますので、この場で話すべきかどうか分かりませんが、そういうことも気になりますのでお願いします。

委員 この開発は農用地を作るためという訳ではなくて建設残土の処理場を作る目的ですか。

森林整備課主任 それを併せ持った計画となります。

委員 必ず農用地に使われるとか、そこまで条件は付いていますか。

- 森林整備課
主任
- 申請の内容があくまで農用地の造成ということですので、造成後に確認をしますが、その後実際に果樹が植えられるかどうかまでは確認はしていません。
- 委員
- それはどこが確認しますか。農用地にならなかつた場合に問題は起こりませんか。
- 森林整備課
主任
- 開発の造成が終わるまでに目的が変わつたらということですか。
- 委員
- 建設残土の処理場としては許可が通らないから農用地の申請だったということにはなりませんか。
- 森林整備課
主任
- そういうことではないです。
- 委員
- 農用地になるというところまでを含めての許可かと思いますが、何年後までに農用地にしなくてはいけないとか、そういう縛りはないのですか。
- 森林整備課
主任
- そこまではないです。
- 委員
- まだ出来ていませんと、残土処理地のままになってしまっても誰も何も言えないのですか。
- 森林整備課
主任
- 申請書の中には、いつまでに造成を仕上げるという工程的なものがございますので、それを超えて事業期間が延びる場合は理由を問い合わせて変更の届出をしていただくことになります。
- 委員
- 実際、農用地に誰が何ha、何m²使うか、そこまでの詳細な計画は求められてないということですか。
- 森林整備課
主任
- そうです。何方がどれだけの区分をした農地を管理されるか、そこまで踏み込んだ審査はしておりません。

議長

委員からの意見ですが、要件をクリアはしているけど、造成後どう使われるか現状の制度の中では分からぬということで、今後はそのような認識を持った上で、制度の運用をしていただければと思います。

委員

森林整備課

主任

この開発の目的が事業場の造成（農地造成）ということで申請が出て来ています。この造成行為が終わりますと森林が森林でなくなったことに対する完了検査を行いまして、その時点で森林区域から抜けると、当然、この森林審議会の答申を得て森林区域から抜く作業をします。その後は森林区域ではなくなります。

委員

農地部門がきちんと果樹園としてやっているかどうか確認することになりますか。

森林整備課

主任

そうです。

議長

森林から離れた時点で農地になる訳ですね。

委員

農地になっても何か植えられているかどうかは分からぬ。

森林整備課

主任

その確認までは今の制度の中ではしていません。

委員

野藪谷岩陰遺跡というのは森林審議会には関係ないことですが、すごく気になっています。森林審議会でどうこうできる問題ではないと思いますけれども、ここ埋まってしまいますか。岩陰遺跡と言ったら縄文とかそれ以前の遺跡じゃないかと思っていて、田辺市民でありながらそんな遺跡があることを知らなかつたことがショックで聞いていました。森林審議会がどうこうできる問題ではないことは十分承知しながら、すごく気になりますということだけ言わせていただければと思います。

議長

他にございませんか。

無いようでしたら、次の報告事項に移りたいと思います。
よろしいですか。

【議事2】

議長

続きまして、報告事項「(2) 林地開発行為の許可に関する
ことについて（変更許可事後報告）」に移ります。
それでは、当局から説明をお願いします。

森林整備課
治山班長

続きまして、3件目の事後報告事案について、ご説明させて
いただきます。

当該事案は、すさみ町口和深地内において、旭メガソーラー
すさみ株式会社が太陽光発電施設を設置することを目的として
行っている林地開発行為の変更許可の事案となっております。

今回は、造成を進めて行く中で盛土量が増加したため、変更
に至った事案となります。

事業地は、本県の南部、すさみ町口和深地内に位置し、国道
42号に隣接しています。

では、こちらの土地利用計画図で変更の内容についてご説明
致します。

変更前では、事業地内で発生する土砂を5, 280m³と想
定し、この土砂は事業地外へと持ち出さず、事業地内中央の青
く囲った箇所に盛土を行う予定としておりました。

その後、事業実施に伴い土量数量が具体化し、防災調整池で
約5, 000m³、既設沈砂池の浚渫で800m³、施工中の
土砂浚渫で2, 400m³、合計7, 900m³の土砂が発生
したことから、事業地内の新たな箇所に盛土箇所を追加する
という内容に変更することになりました。

最後に、許可申請書の審査結果をご説明させていただきます。
今回の許可申請に対し、「災害の防止」、「水害の防止」、
「水の確保」、「環境の保全」といった林地開発許可における
4要件で審査を行った結果、いずれも基準に即した適切な対策
がなされているため、許可相当と判断し、令和元年5月16日

森林整備課
治山班長 に変更許可を行いました。

以上で、本日の森林審議会にご報告させていただきます林地開発許可申請に係る一括事後報告事案についてご説明を終了させていただきます。

議長 【質疑】
ただ今、当局から説明がありました。
委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

■委員 追加の箇所が赤く塗られていますが、元々はどういう現状ですか。

森林整備課
主任 元々は何もしない計画でした。
伐採はしますけれど、伐採跡地のような形です。

議長 谷というか、峪のようなところですか。

森林整備課
主任 はい。

議長 他にございませんか。
無いようでしたら、本件については以上で終わります。

議長 【議事3】
続きまして、報告事項「(3) 林地開発行為の許可に関する
ことについて（森林保全部会審議結果報告）」に移ります。
森林保全部会の部会長であります ■ 委員から報告をお願いします。

■委員 森林保全部会の委員を務めております ■ でございます。
資料は報告事項-4です。
去る4月16日に、林地開発行為の変更許可案件について、
森林保全部会で審議を行いました。
・申請者は、株式会社ミナミ農園で、

委員

・場所は、岩出市の今畠です。
・開発の目的は、農地の造成で変更許可に係る森林の開発面積は12,153haです。
部会の委員7名中6名で慎重に審議しました結果、異議なしと決議し、4月17日付けで「当会として適当であると認める。」と和歌山県知事に答申をしました。
以上で報告を終わります。

議長

委員、ご報告ありがとうございました。

【議事4】

議長

続きまして、「(4) その他（令和元年度森林・林業局の施策の概要について）」に移ります
それでは、当局から説明をお願いします。

林業振興課長

それでは、資料参考-1に基づきまして「令和元年度の森林・林業局の施策の概要について」ご説明させていただきます。

今年度の基本方針ですが、基本方針の上の部分は昨年度とあまり変わってございません。「成熟してきた本格的な利用期を迎えている森林をしっかりと使っていきましょう。」ということと、「産業としてしっかりと使う部分と環境として健全な森を作っていく部分と、そういったところをしっかりとゾーニングで分けてやっていきましょう。」ということを掲げてございます。

それから、「また」というところからが昨年度と変わってございまして、森林環境譲与税が先程も申し上げましたように今年度から交付されるということで、県と致しましては「担い手の育成・確保にしっかりと取り組んでいこう。」ということと、「市町村の事業実施に向けた支援を行っていこう。」ということとが今年度新たに加わっているところでございます。

重点施策のところにつきましては、数字等を用いながらどういう状況になっているかご説明させていただきます。

まず、「1. 林業・木材産業の成長産業化」ということで、豊富な森林資源をきちんと一貫したシステムを構築して低コスト林業の推進で素材の生産量を増やしていくことなどで、

林業振興課長

冒頭の挨拶でも申し上げさせていただきましたように25万2千m³まで素材生産量が増えてきています。29年に目標を立てた時の数字が27年の数字で、18万1千m³だったものが25万2千m³までできているところで、その時の目標が令和3年には26万m³でしたので、あと2年を残して大方近づいてきたという形になってございます。

「①低コスト林業、循環型林業」の部分での「林道・作業道といった路網の関係」、「高性能林業機械の関係」、そういうところにつきましては、今年度は林道開設を8路線やってございます。それに専用道でありますとか、森林作業道でありますとか、そういうものを延長で言いますと約100kmを計画しているところでございます。高性能林業機械につきましては、プロセッサーを紀南の方で3台入ることになっていまして、それが入って県内の高性能林業機械は123台になります。ここ十数年で結構増えてきています。機械化が進んできたと思ってございます。

「架線集材の省力化」ということでは、以前にもご説明申し上げましたが油圧集材機というものがほとんど完成に近くなってきてございます。それにつきまして、今度は油圧集材機の無線化ということで、人を減らそうということで無線化というものを今やってございまして、それにつきましても概ね完成形になってきてございます。現在は架線からUFOキャッチャーのようなものを降ろしていって木を掴んでくるような、ローリンググラップルと言いますけれども、そういうものを使って向こうへ行ってUFOキャッチャーで木を掴んで戻ってくるようなものを機械メーカーのイワフジさんと一緒にになって県内の山で実証試験を行っているところでございます。

また、「ドローンの利活用」につきましては、昨年は試験的に始めたとご紹介させていただきましたが、これにつきましては苗木の運搬であるとか、シカの防護柵用の資材の運搬であるとか、そういうものについて既に上道キカイさんが本格的にやっておられる状況になってございます。それと各森林組合の方では、架線架設時のリードロープでありますとか、シカ防護柵の見回りでありますとか、そういうものの活用にドローンを購入いただいてございます。20~30万円の機械ですけれ

林業振興課長

ども、県はそれに対して2分の1の補助というものを作つて昨年は14台の購入がございまして、今年は今のところ10台の予定で予算化をしているところでございます。

「森林組合と民間事業体との連携」といったところでは、本宮森林組合であるとか、紀中森林組合であるとか、そういったところで素材生産業者や製材業者が連携して伐採から輸送、流通というところで一貫した連携を行つてゐるところでございます。

「伐採と植栽の一貫システムの推進」ということで、昨年から林野庁の事業で伐採と植栽の一貫施業を支援する事業というものがございまして、それに基づいて資材運搬の合理化であるとか、地拵えの簡略化、そういったことをやって低コスト化を推進してございまして、昨年も約40haの一貫施業が行われてゐるところございます。

今、注目というか、話題になってございます「下刈りなどの育林コストの縮減」というところでございますけれども、それにつきましては、エリートツリーだとか、大苗木だとか、そういったものを活用して初期成長を早く上げて下刈りを省力化しようという工夫でありますとか、また、高刈り、ちょっと上の方で刈るとか、国有林でされています冬刈り、そういったもので省力化、又は労働軽減を図れないのかということで国有林さんとも一緒になって検証をさせていただいているところでございます。

「原木の需給調整」ということに関しましては、県内の製材所へしっかりと供給していかなければならぬといったことと、皆様もご存じのように上富田でのバイオマスの発電所が建設中でございまして、来年6月ぐらいの稼働予定と聞いていますが、それに向けて既にバイオマス用の燃料の集荷が始まっています。そういったところにもしっかりと安定供給のための整備が必要と、それに加えて新宮の方でもバイオマスの計画が2つございまして、また、有田の方でもバイオマスの計画があるといったところで、上富田で1つ先程ご紹介のとおりでございますし、新宮のバイオマスの1つについても今年の5月から

林業振興課長

集荷が始まってございます。それにもしっかりと安定供給ということをやっていく必要があると思ってございます。

「②紀州材の販路拡大と需要拡大」というところになりますけれども、首都圏においてもこれまでと同様にジャパンホームショーであったり、モクコレであったり、ビックサイトで行われる国内でも有数の展示会への出展を今年もやるということにしてございます。それに加えて首都圏の工務店、又は設計士、そういった方々を対象にしまして産地見学会やマッチング商談会といったものを行っているところでございます。春と秋に首都圏で毎年開催して37回を迎えております紀州材展につきましては今年も10月と来年3月を予定していますけれども、それに加えて今年、既に終わっていますけれども6月には初めて中京圏で同じような紀州材展ということを行って、中京の方にもPRをしていきたいということで初開催をしたところでございます。それと県外の大規模店舗、具体的に言いますと岸和田のららぽーと、そちらの方で家づくり相談会を開催してPRをしているということ。東京五輪へのPRということですけれども、これにつきましては選手村ビルージへ紀州材を提供するということで、この8月の3日と8日の2回に分けて既に東京の方の現場へ送られております。これが今度きちんと使われて、オリパラで使われた紀州材ということでPRできればと思ってございます。

「公共建築物などの木造・木質化、公共土木への利用」というところですけれども、以前から申し上げていますように木材利用方針といったものを作つて公共建築物の木造化を推進していると、また、公共土木工事における利用推進指針、同マニュアル、それともう一つは公共建築工事木材利用マニュアル、そういう方針であるとか、指針、マニュアルを作つて木造・木質化、木材利用というものを進めています。公共建築物の木造化率というのは全国で林野庁が調査をしてございまして、その中で和歌山県の公共建築物の木造化率、これ床面積ベースになりますが、これにつきましては平成29年度で26.8%木造化がされているという調査結果で、これは全国5位、前回調査の10位から5つ上がったということになってございます。そういう木造化率というものも気にしながら公共施設、公共事

林業振興課長 業でしっかりと利用していただくように頑張っていきたいと思ってございます。

「建築士のスキルアップ」といったところでは、これにつきましては住宅への利用というのはもちろんのことなのですから、非住宅での木材利用というところで建築士の皆様と勉強会をやってございまして、これにつきましては平成27年からやってございまして今年で5年目ということで、年に4回やってございます。

「木質バイオマスの利用」といったものは、先程バイオマスのところでご説明させていただいたとおり、今まで熱源利用といったものが多かったですけども、それに加えて今後は発電での利用といったところでしっかりと使っていただこうということになると思います。

それと、先程ご説明しましたように素材生産量が増えてきていますが、その多くが1つはバイオマス用の材料であったりとか、あとは集成材用の材料であったりとか、あとは合板用の材料であったりとか、俗に言う並材といったものです。そういうものが多くて、その多くが合板工場の方に送られて行くことから並材が県内で加工できたらなお良いのにといったことを目論みに、どうにか並材工場が県内に立地と言いますか、誘致と言いますか、そういうことができないか検討をしているところでございます。

「③森林資源情報の整備」ということで航空レーザ等を活用した森林現況の把握といったこと、これにつきましては今年から市町村が森林環境譲与税を使って森林整備をしなくてはいけないですけれども、どんなところからやれば良いのかということが、なかなか分かりにくいということで、航空レーザを使って資源情報が分かれれば、どこから手を付けていけば良いのかが分かる、そういうことも含めまして、県へ配布される譲与税を使って航空レーザ解析をして、そうしたものを持ち市町村と共有しようということで、3年間ぐらいに分けて紀南の方からになりますかと思いますけれども、今年で約8万haぐらい航空レーザの解析を予定しているところでございます。

林業振興課長

次の2ページになりますけれども、「2. 多様で健全な森林づくり」といったところで、これにつきましては皆様もご存じのとおり間伐をはじめとして、「しっかりと山の整備をしましよう。」といったこと、それと「企業の森などの多様な主体によって森づくりを推進してもらいましょう。」ということを考えているところでございます。

「①多面的機能の維持・増進」ということで、冒頭申し上げました森林ゾーニングに基づきまして、経済林につきましては公共造林事業、そういったものを使って搬出間伐等を、また伐ってきちんと植えるという一貫施業を行っていこうということ、それと環境林では紀の国森づくり基金を活用したり、また今年度から市町村へ譲与される森林環境譲与税なんかで、きちんと森林整備を行っていこうというところでございます。

「獣害とか森林病害虫」といったところでは、もちろん植栽の時の獣害防除ネット設置への補助であったりとか、松くい虫、ナラ枯れの伐倒駆除であったりとか、そういうものをやっていこうと取り組んでいるところでございます。

「花粉症対策苗木の生産拡大」ということで、中辺路にあります林業試験場の中辺路試験地、こちらの方に花粉症対策苗の採種園というものを昨年度造成したところでございます。数年経つと種が採れて、これを苗木の生産をということで、今のところ令和3年には12万本余りの生産を目指そうということでやっていますけれども、ちょっと遅れている状況でございます。

「②多様な主体による森林づくり」これにつきましては企業の森、これは平成30年度末で93箇所になってございまして、その面積は283haになってございます。新長計の150箇所までは道のりがありますが頑張っていければと考えてございます。

「紀の国森づくり基金」、「緑の募金」、そういったものにつきましては、毎年公募事業を行って県民参加の森づくり、緑のふれあいを行っているところでございます。それに加えて植樹祭を契機に毎年5月、今年は異例で4月になりましたが「わ

林業振興課長

かやま森林と樹木の日」のイベントなんかをやっているのと、基金事業の中では公募事業に加えて「緑育」ということで小学生等に森林・林業教室、現地での体験学習なんかをやっていただいてございまして、県内小学校の約半数がこの取り組みに参加をしていただいている状況になってございます。

「③山地災害の防止」につきまして、先程も申し上げましたように毎年、毎年何らかの台風であるとか、豪雨であるとか、そういうものの山地災害が発生してございます。それにつきましては治山事業等による早期の復旧を行っているところでございます。今年度につきましては国の方でも防災・減災、国土強靭化対策ということで、3年間の特別措置で予算化がされていまして、治山事業におきましては例年の1.5倍の予算をいただいてございまして、それを活用して早期復旧に取り組んでいるところでございます。

「集落周辺の危険度が高い森林における間伐対策の実施」これは昨年まで無かったものです。これにつきましては、森林環境譲与税が市町村に交付される部分で、今まで県がやっていました紀の国森づくり基金事業の環境林での切捨間伐といったものが似ているということがございまして、そういうことから基金事業の部分につきましては段階的になろうかと思いますが、災害対策といったことで集落の裏山であるとか、集落周辺の危険度の高い森林においての間伐等の森林整備といったもの、これにつきましては県営事業として実施していくと取り組んでいるところでございます。

「3. 林業の担い手の育成・確保と活力ある山村づくり」といったことになります。やはり素材生産を増やしていったり、譲与税の仕事であったり、また、それ以前に山で就労をしている高齢化といふことも、最近スピードが速くなっている気がしまして、担い手の確保・育成というのは、待ったなしということもございます。そういったことから一昨年から林業研修部を置いて担い手の育成に力を入れているところでございます。29年度には4名の方が修了し、30年度には5名の方が修了し、それぞれ県内の森林組合、又は民間事業体の方に就職をして頑張ってもらっているところでございます。

林業振興課長

す。今年度につきましてはちょっと寂しくて3名の方が研修生として学んでいるところでございます。男性2名、女性1名ということで、うち1名が県外から来られてございます。また来年の募集が秋口から始まりますけれども、皆様のお近くで林業に興味を持たれている方がおられましたら是非、林業研修部をご紹介していただければありがたいと思ってございます。

「都市部において、林業の魅力・情報を広く発信する」ということで、先程ご説明しましたように担い手の育成・確保、これにつきましては県がしっかりとやっていかなければならないということで、東京、又は大阪、そういったところで林業体感セミナーを開催するとか、SNSを活用して情報を発信する、また県内外の各種U I ターンイベントであったり、就業相談会であったり、森の仕事ガイダンスであったり、そういったところへ今年から数多く参加をしていこうということで取り組んでいくところでございまして、先日も [REDACTED] 委員にはご協力をいただいたところでございます。林業事業体はもちろん、市町村の皆様、地域の皆様、また県庁内では労働政策課、移住定住推進課といったところと十分な連携を図りながら担い手の育成・確保といったものをやっていこうと考えてございます。

「就業相談から林業体験、就労斡旋までを一貫して支援」ということで、わかやま林業労働力確保支援センター、労確センターと言っているところですけれども上富田になりますが林業試験場の敷地の中にあります。そちらの方に厚生労働省の許可を得てハローワーク機能を付与することに致しました。今まででしたら「ここにこういう働き場があるよ。」と紹介はしても、全て「ハローワークに行って下さい。」、又は「ハローワークに求人を出して下さい。」と一手間が掛かっていましたが、そういう業務ができるということで、そこでは仕事だけではなくて、先程ご説明しました市町村であるとか、府内関係各課の情報をそこにまとめまして、仕事と住まいと、又は副収入であったりとか、暮らししぶりであったりとか、そういったものをワンストップで情報提供できるように7月から業務を開始しているところでございます。それに加えて、いきなり山へというのも、林業というのも難しいということもございまして、以前からも就業前支援講習ということで1日コース、4日コース、15日

林業振興課長

コースといったもので体験していただこうということをやっているのと同時に、今別の仕事に就いている方が体験してみたいという場合に平日は来られないということで、今年から「とびいし研修」ということで土曜日、日曜日に体験できるようになっているところでございます。それに加えて、既に林業に従事されている方にはスキルアップをしていただこうということで「林業技能研修」ということで72日間の研修であったりとか、架線技術の研修であったりとか、高い所の高度伐木技術、吊り伐り研修であったりとか、そういった研修も充実させているところでございます。それに併せて、事業体の皆様には「林業経営者の育成に向けた研修」ということで林野庁でありますとか、森林総研等から講師をお招きしまして先進地事例を交えた研修を平成29年から年に2回開催をして、各地での取り組みであるとか、新しい取り組み、そういった内容の研修をやっているところで、8月9日にも今回は [redacted] 委員の国有林のご協力も得て開催をさせていただいたところでございます。

「農林大学校林業研修部にできるだけ新しい機械を揃えたい」ということでやってございまして、もちろん安全のためということで傾斜伐倒訓練装置、和歌山の山きついので、いきなり山の傾斜のところに行って練習といつても危ないということで体験できるような練習装置でありますとか、台風の時の風倒木の伐倒訓練装置でありますとか、また間伐の時に発生する掛け木の処理練習装置でありますとか、そういったものを整備して安全研修を充実させているところでございます。また、高性能林業機械にいきなり乗るのも難しいのでシミュレーターであるとか、森林の三次元計測システム、山の中で毎木調査をやっていたものをレーザでやってしまうといった最先端の機械、そういったものも導入して新しい林業、そういった学べる環境の整備にも手を付けているところでございます。

「②活力ある山村づくり」というところで、特用林産物等の振興ということですけれども、ここ数年特用林産物、県の林業総生産額の約45%が炭であるとか、そういった特用林産物が占めていると、ここ数年は素材生産量が増えてきたので率というのは若干、額はあまり変わらないですけれども率というのは若干下がっているのかも分かりません。しかしながら、やはり

林業振興課長

そういう山村での収入ということを含めまして、サカキ、シキミといった既存の産物に加えて、コゴミであったり、イタドリであったり、といったものの栽培が各地で盛んになってきているということで、といったものの生産施設の整備に対しては、県の単独事業で支援をしていこうといったものをやってございます。サカキ、シキミの生産量というのは日本一ですし、備長炭、白炭の生産量というのは最近高知県に抜かれて2位になっていますけれども、うちの方が単価が高いものですから額はうちの方が良いです。それにつきましては伐採施業によって備長炭の原木の育成・確保といったことをやっているのと、「やまづくり塾」を開催して伐採施業であったり、製炭技術であったり、選別の技術であったり、といった技術向上、サカキの生産の技術研修というのもやってございまして、収穫であったり、くくりであったり、病害虫防除の技術向上といったものもやっているところございます。また、今年度からは木炭協同組合の方と連携して、炭焼きをしたいといった人が毎年何人か尋ねられて来られます。その辺をきちんと受け入れられる体制を一緒になって作ろうということで、今検討しているところでございます。

「生活環境整備」というのは集落道の舗装であったり、といったような環境整備であったり、「山村情報の発信」これちょっとマンネリ化してしまってはいますが、山村の絵画コンクールだったり、又は担い手確保に係るあらゆる場面で山村情報を同時に発信していこうといった取り組みをやっているところでございます。

新たにできた「4. 森林経営管理制度の運用と譲与税における事業の円滑化」これにつきましては先程ご説明しましたように市町村の職員に対する実務研修を行ってございます。6月1日から第1回が始まりまして10月の下旬までに全部で6回、市町村の職員研修をやろうということで、実は本日第4回目を職員研修所でやっているところでございます。それと同時に全30市町村を2か月に1回ぐらいのペースで巡回しまして「困ったことはないですか。」、「相談ごとはないですか。」、「分からないことはないですか。」ということで指導であったり、助言であったり、相談であったり、そういうことを実施

林業振興課長

しているところでございまして、これまでに2巡しているところでございます。

以上が今年度の森林・林業局の施策の概要でございます。

次の3ページ、4ページにつきましては、施策方針に基づいて各事業の体系を掲げてございまして、林業振興課、森林整備課両課合わせて46の事業で約70億円の予算で事業を執行しているところでございます。先程ご説明しました国土強靭化の関係でありますとか、譲与税の関係でありますとか、そういうもので、約1割弱ぐらいは昨年度より予算を増やしているといったことになります。

5ページにつきましては、昨年の7月17日に開催しました森林審議会の時にお渡しした資料と同様のものでございまして、「新たな森林管理システム」の概要であるということで、やはり市町村の役割が大きくなっていることが感じられるところでございます。

6ページが譲与税の創設、これにつきましても昨年資料をお渡ししてございますけれども、譲与税の課税については令和6年度からですけれども譲与の部分については今年度から譲与されるということで、5年前借りをやって森林環境譲与税の交付が始まりますということでございます。

その詳細につきましては7ページになりますが、年間2百億円から3百億円、4百億円、5百億円、令和15年からは満額の6百億円が全国に譲与されることになってございます。それの市町村分、県分の割合が分かれているのと、それぞれに市町村の私有林人工林面積割合で50%、林業就業者数で20%、人口で30%、市町村も県も同じような率で、そういうことで配分されることになってございます。

次の8ページが県内の市町村に譲与される額を試算したものでございます。昨年も同じような表をお渡ししていますが、若干数字が変わってございます。平成31年1月に総務省から譲与税の計算に使ういろんな数字というものが発表されましたものですから、その新しい数字に基づいてこれを試算しています。

林業振興課長 これあくまでもうちで試算をしたもので、若干端数とかいろいろなところでは実際に交付される額からは差異があろうかと思いますが、その辺はご了承願いたいと思ってございます。多く配分されるのが田辺市の1億5百万円、次が有田川町の2千9百万円、次が古座川町の2千7百万円とか、そういったところが今年から3年間配布されて、4年後にはそれの1・5倍になるというそういう感じで見ていただければと思ってございます。また、それぞれの市町村では、いろんな方に「どういうふうに使っていきましょう。」ということで意見聴取をされている市町村もあると聞いてございますので、「しっかりと森林整備に使っていくべきだろう。」ということでご意見をしていただければありがたいと思ってございます。

最後のページが先程からのご説明の中にありました県の方の譲与税の額になります。約9千6百万円余りということになりました、2つございまして林業の担い手の確保・育成といった部分と市町村への支援ということで、都市部で情報発信でありますとか、トータルサポートということでのワンストップサービス、労確センターの充実であるとか、県内での面談会の開催であるとか、林業研修部での最先端の林業と言いますか新しい技術を学べる環境整備といったものをやっていこうというのが1つ、それと市町村支援ということで研修でありますとか巡回アドバイス、それに加えて航空レーザ計測のデータ解析により精密な森林資源情報を市町村と共有して、それで森林整備を図っていこうと着々と準備を進めているところでございまして、「県の譲与税は何に使うんですか。」と言ったら、この1枚に集約されているようなところでございます。

私の方から以上で終わります。

【質 疑】

議 長 ただ今、当局から説明がありました。
委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

委員

2ページ目にあります「4. 森林経営管理制度の運用及び森林環境譲与税の事業実施の円滑化」のところにカッコして基金積立の縮減と書いてありますけれども、これどういう意味ですか。

林業振興課長

基金積立の縮減というのは、各市町村に交付される譲与税が使うところが何も決まらずに、ただ単に貯金しとくと言いますか、積立とくと言いますか。そうではなくてきちんと早くどういった整備をするのか各市町村で方向を決めて、貯金のように積み上がらないようにという意味でございます。

委員

今月の20日に新聞で西牟婁振興局の方で林業現場での事故等の対応のため「緊急通報カード」を作ることになったということですけれども、これは西牟婁がまず始めて、これから広まって行くという形でしょうか。

林業振興課長

最初、西牟婁振興局独自のものでございました。うちの方で消防であるとかそういったところと密になって作ったということを聞いて、良いことだということで早速各振興局に「真似をしろ。」というふうに言っているところでございます。それで各振興局でそれに向けて進めていこうとしているところだと思っています。

委員

先程お話しにあった担い手のセミナーでも出たんですけれども、林業に就業したいという中で心配事がいくつかあるんです。まず「病院はあるのか。」という質問があったんです。その時に県内で林業に就業されている方が、「近くに病院はないけれど、いざという時にはドクターへりがある。」と返されたので、私としては良かったのかなと思ったんです。やっぱり林業に就きたいという方がより安心して就けるためには、こういう危機管理みたいなものをきちんと和歌山県として提示すれば、もっと林業に就きたい人が増えるのではないかと思って、和歌山県の林業等々のPRに使っていただけたらすごく良いのではないかと思うのと、林業だけではなくて大きく言えば山登り等々もすごく大事なことだと思いました。

林業振興課長

県も上げて「皆さん来て下さい。」というふうに呼び込んでいる以上は先程の傾斜伐倒装置であるとか、いろんな訓練装置に加えて安全と言うか、緊急通報と言うか、そういうことをやっていかなければならぬと、西牟婁の方が先んじてやってくれたお陰で全県下に「やれよ。」ということを言っています。また、来年以降になりますが、携帯が入らない山の中が沢山ありますから、そういう時の通報システムと言いますか、手段と言いますか、そういうものも早く整備をしていく必要があると考えているところでございます。

委員

農林大学校に林業研修部できましてからすごく期待しているんですけど、なかなか集まりが悪いように思います。今年3名というのを最初見た時はすごくショックだなと思ったんです。そこで伺いたいのですが、どうして人が集まらないのか、お金だいぶ掛けていると思うんです。さまざまに。例え3人でも集まって来た、そうするとその3人で割ると1人に対する金額がものすごいのではないかなと、せめて10人は来て欲しいなと思うんですけど、その辺りなぜなかなか集まらないのかいうところの掘り下げと言いますか、どうでしょうか。

林業振興課長

研修部の方で研修部長筆頭にいろんな所への勧誘と言いますか、もちろん紹介も説明も含めてですけれどもやってございまして、まず県内、県内の高校の方に、もちろん最初は工業高校とか、そういうところを回った。その後、普通科も含めて回ったんですけども、どうも高校の先生方に林業を職業として紹介する術がないというのが一つあります。林業というのは山で仕事をしているのだろうという感じでというのが彼らの印象です。以前には熊野高校に林業科がありましたが、それが無くなつたとたんと言いますか、それから何年も経ちますが、そういうことから高校の先生、特に進路指導の先生なんかも含めて、その辺がというのがあります。ですから研修部では近くの熊野高校に体験に来て貰ったり、そういうことをやって掘り下げているところです。それと全国的に言いますとうちの研修部というのが1年の研修ということでございます。他のところで言うと、例えば古くからやっています岐阜であつたりとか、京都であつたりとか、そこは大学校の卒業生ということになります。そういうようなところで進学というイメージがあるのと、職

林業振興課長

業訓練というイメージがあるのと、そのイメージの違いといふものもあるのかなというのが一つあります。もう一つは新卒者の方も、うちで今、4人、5人、3人ということで、新卒者が数名、転職者が残りということになっていますが、あとは大学生であったりとか、この前から研修部と話をしていると、うちの方で最初の募集を始めるのが10月からやっています。そういうふうになると、大学生をこちらに来てもらおうと思うと、もうその時には進路が決まっていたりしているので、それだったら5月、6月ぐらいに、「こういうところに行きませんか。」ということで、就職活動と同様のところで同じような募集をしないと、そこまで待てないのではないかということになって、「来年からは5月、6月ぐらいで募集してみませんか。」というような、「そういう工夫もしてみましょう。」とか、そういうようなことをやっているところでございます。それと以前からも [REDACTED] 委員にその運営委員にもなっていただいて、それだったら2年制にすれば良いのではということもありますが、いろんな職業をされて転職される方にとっては収入が無くなつて2年というのは結構辛いのではないかというような話であつたりとか、いろんなところで試行錯誤をしながら研修生にできるだけ来ていただけるように、また魅力のあるような研修にしていきたいと思ってございます。また、委員の皆様の方でもご意見がありましたら是非伺いたいなと思ってございますのでよろしくお願ひ致します。

[REDACTED] 委員

3ページと4ページの事業体系、私達にはありがたいんですけれども、この中で新しい事業は新と書いているんですが、その他の事業ですよね、継続してやっていくものだと、あるいは5年とか10年とか期限を切ってやるものだと、いろいろなものがあると思うんですけども、例えば期限があるものについては何年度から始めて何年度目だよ、そういう数字を入れていただくと長期的に県としてどういうものを目指しているのかより良く見てありがたいと思うので、もし可能であれば記載をお願いします。

林業振興課長

ありがとうございます。この中には40いくつの事業がありますが、その中にも公共造林事業であるような、ずっとやっているようなこと、また治山事業のように毎年、毎年きちんと災

林業振興課長　害に対応してやっていかなければならないことというのもございます。しかしながら、産業的なものには時期、時期に応じて、それに対応したような事業というものを、3か年計画で作ったり、5か年計画で作ったり、それで検証をやって、その事業の成果を見てスクラップアンドビルトをやっていくような事業もございますので、委員からおっしゃっていただいたように、どこかに何年から何年と書く方が分かりやすいというようなことがあります。またその辺は工夫させていただきたいと思います。

委員　非常に幅広く意欲的に書いていただいている、すごく心強く感じております。人材育成の件ですけれども、今後環境譲与税をうまく回すためには、もちろん人材もそうですが事業体自体も育成しておかないといけない。おそらくうまくこの制度を回していくには意欲ある事業体がどれだけ幅広くなっていくかというのがすごくキーポイントだと思っておりまして、集約された森林を意欲ある事業体に任せられるかどうかというのは今度コスト的な問題が入ってくると、そういう部分になってくるとどうしても架線系をこれからどう考えていくのかというのが非常に大きな課題なるのかと思います。県はいろいろ地域性があると思いますが、紀中辺りで架線系というのは非常に弱い、おそらく現在開発されている新架線システムも従来型架線のように長距離の部分もうまく回れば主伐、皆伐という部分がターゲットになると思うが、意欲ある事業体に任すときは、それまで間伐とか手入れの話が重点になると思いますので、それに向いた架線系のシステムを考えておかないと回らないだろうと感じております。そこの中では車輪系と違って架線系の難しさは、やはりチームでやりますので、しっかりそういう技術者というのは、もう一回育てていかないとその時に事業体が数千万円もする機械を買って採算取るというのは非常に難しい訳です。ヨーロッパの中型のタワーヤーダですと月に9百m³以上出さないと採算が取れないということですので、それを一気にやるのではなくて、やはり県の方でリースしていただけるようなシステムという部分も作っていただいて練習していただく、その間に技術者とか使い方を学んで、「じゃあ買うか。」というような、そういう流れを作っていただくとありがたいと感じております。そのリース制度、簡単に借りて練習をしながらというようなシステムを今後検討していただけたらと感じおりま

■委員

す。是非よろしくお願ひします。

林業振興課長

ありがとうございます。ご意見のとおりでございまして、もちろん架線系もございますし、今までのようなスイングヤーダであったりとか、タワーヤーダであったりとか、現場、現場に応じてどの機械が良いのか、間伐があり、主伐があり、また作業道の広さによってもいろんなことがあるかと思います。それで、いきなり事業体が数千万円もする機械を買うというのは、もちろん慣れているところで、これだけ採算が合うというような見通しがたったところが買うということに関してはOKでございまして、今年はプロセッサーですけれども、それへの助成といったようなことを国の制度でやってございます。それと同時に県の方では、ご意見がありましたように高性能林業機械と言われるものでしかれども、そういったものをレンタルした時には、そのレンタルの費用に補助しようとすることを県の単独事業で用意をしてございますので、そういったものでレンタルの会社から機械を借りて1回試してみると、その時にはレンタル費用に対して県が補助しようと、そういう支援制度を持っておりまして、そういったものも活用していただきながら多様な搬出方法をやっていって、それで採算が合うようになったら買ってもらうということでやっていただければと感じているところでございます。

■委員

是非PRしていただいて、いろんな事業体に借りていただきたいと思います。

議長

今、意欲と能力のある林業経営者の募集というか応募の受付が始まっていて林野庁の下敷きがあって県の方で基準を作られて発表になっています。それを見て感じたのは、林産するある程度の事業体にとってはクリアできる要件を感じていますけれども、個別の林家で事業をしているような方というのは、基準に当てはまらないと感じました。それは市町村が行う森林経営管理制度の再委託する時のみ使われる基準ならば、それもありと思いましたが、これが他の一般的な補助事業を行う時の要件の一つになるか、そういうことになると方向がおかしくなると思いました。それについて一点と、昨日も林野庁に行って経営課長に「これ名前が悪い。」と文句を言ってきました。

議 長

「意欲と能力のある林業経営者」これに認められた方は良いです。でも今言ったようにいわゆる専業林家で、今年の小学校5年生の副読本に載っている方は多分当てはまらないです。その方が仮に応募しようとしても、「あなたは意欲と能力のある林業経営者ではありません。」と言われることになってしまふから「この名前を変えてくれ。」と、「林家は置いてきぼりにされたような印象を受けるから。」ということを経営課長に話をしてきました。名前は県でどうこうという問題ではないですが、その辺の運用に当たって「意欲と能力のある林業経営者」というものが、他の事業に波及しないのかその辺を確認したいと思います。

林業振興課長

■ 委員が気にされているのは、事業採択上のいろんなところで、それが要件になつてしまふと、かなりいろんなところで反発が起きるのではないかというご心配だと思います。今のところ特に来年からどうというようなことは、まだ国の方からは聞いておりません。多分、今皆様にご紹介しているのは、國の方から9つの基準が、生産量であつたりとか、組織の体制のことであつたりとか、そういう9つの基準があろうかと思います。それに加えて、それの中でも生産量は何年後にはどれだけアップしていかなければならないとか、何千m³を何千m³以上にしなくてはならないとか、いうことが全国平均でのベースは林野庁で示されていますが、和歌山の場合、そこまでなかなか、地形条件とかいろんなことあって難しいので、その分はかなり落とした格好での基準で作っていると思います。しかしながら、それに加えて市町村から経営実施権を受けて山を長く管理していくなければならないということにおいて、事業実施後直ぐに撤退するとか、潰れるとか、そういうことのない、きちんと受けのだから最低でも20年、30年は事業継続してきちんとできるような事業体でないと、継続できる事業体にならないといけない部分があって、そのためには、県でも力を入れている担い手の確保ということ、今のところは、今何人いますと、その人達がいつまで、高齢になってきて20年後何人いてるのか、そういった時に、ここで何人退職されるから、うちはここで何人新規でということで、雇用というようなことをきちんと考えていましたというものを書いて下さいということで、県としては一つだけプラスして要件にさせていただいたというものもあり

林業振興課長 ます。今の聞くところでは事業の採択において、どうのこうの
というのを聞いていないところです。そういう情報があれば直
ぐにお知らせします。

議 長 すみません。私が質問したので時間が過ぎてしまいました。
予定時間が過ぎていますが、どうしてもという方おられます
か。

委員 今、いろいろお話を伺いして、今年の方針いろいろ目配り
されていると思ったんですけども、これから大きく森林・林
業政策を転換して環境譲与税のような大きな税源がくるとい
う中で、本当に各市町村でそれを上手く運用して新たな森林管理
システムというのをどう動かしていくか、その辺の基盤づくり、
林業成長産業化、そこを徹底的にやっていただくことを前提と
した上でなんですけれども、今後やっぱりそういった森づくり
の部分をより、林業成長産業化についても加速していくためには、
実は結構他部署との連携なんかが非常に重要なんじゃない
か、あるいは担い手の育成とか、普及啓発、ちょっと森林・
林業が少し広めに捕らえて連携していくことが非常に実は重要
なんじゃないかと思っています。例えばいろんな消費について
も、最近は物の消費から事の消費になっているだとか言われて
いるように、やっぱり物に込められたストーリーだとか、背景
だとか、それがどんなふうに将来に繋がっていくのか、そのよ
うなところを結構消費者は見ているんです。例えば林業成長产
業化で紀州材を如何に販売していくかという時に、やはり普通
材・並材としての材じゃなくて、紀州材としてとても高い付加
価値のもとで使っていただく、そういう消費者を作っていただ
ければ良い、地域に住んでいる人についても同じだと思います。
例えば林業で働くという時に、今まで緑の雇用とかやってきた
と思うんですけども、林業で働きたい場合は他に条件が良け
れば他の地域へ行っちゃう。だからもっと和歌山の森づくりを
したいというようなそういう普及をしていかなければいけない
んじゃないかと思っています。そのためには、やはり先程おっ
しゃったように新規就業者を獲得するためには、過疎対とかで
やっているような催しとかに全員で出かけ行ってそれも一つだ
と思いますし、例えば教育とか、そういった社会教育、そうい
ったようなところとの連携ですかと、商工観光とか、そんな

委員

ところとも連携しての関係事務局づくり交流事務局づくりの中には、如何にこういう和歌山の森づくりを埋め込んでいくかということもすごく考えるべきじゃないかと、そう考えた時に、今、とにかく一生懸命やらなければいけないので仕方ないんですけども、とにかく地域林政アドバイザーとか、とにかくシステムを動かしたり、いわゆる林業の実務をやっていくことに対してのアドバイザーにたくさん力を入れていらっしゃるんですけども、もう一つやっぱり森林総合利用とか、こういうところについても各市町村にアドバイスしていくような取組を何かしていただければと思っています。それが先程の基金積立の縮減のところなんですけれども、例えば使い道に困る自治体も出てくるのかもしれません。もう少し幅広いに考えて、やっぱり将来のしっかり作られた森林資源の上にいろんな産業が花開いていくような大きい視点を持って、いろんなところ巻き込みながら、そのようなことも是非、県、各市町村で考えていただけたらと思っています。

議長

これは提言ということで、受け取っていただいてよろしいですか。

林業振興課長

ありがとうございます。またいろいろな面でご指導をいただければなと思ってございます。先程新たな人を雇うということを含めて、その時には、実は林業研修部の運営委員会というのを何回かやってございまして、その中には学校教育課の方に来ていただいたりとか、熊野高校の先生に来ていただいたりとか、そういうことでお話を聞いていますが、また尚更地域というようなことも含めて幅広にご意見を聞きながらやっていきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願ひします。

議長

それでは、会議はこれで終了したいと思います。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。

これで、議長の職を終了させていただきます。

司会

会長、どうもありがとうございました。
本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭、会長から議事録署名人として

司 会

ご指名いただきました、■ 委員と ■ 委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願ひ致します。

【閉 会】

以上をもちまして、本日の森林審議会は終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。